

三原市水道事業建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県水道広域連合企業団三原事務所（以下「事務所」という。）が発注する建設工事の競争入札で実施する最低制限価格制度において、三原市契約規則（以下「規則」という。）第20条第2項に基づき最低制限価格の設定基準を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、事務所が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格が130万円を超えるものとする。ただし、三原市水道事業低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。

(解体工事を除く建設工事に係る最低制限価格の設定基準)

第4条 解体工事を除く建設工事に係る最低制限価格の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 最低制限価格＝基準価格×(1+A)

(2) 最低制限価格は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(3) 最低制限価格は、予定価格の75%以上92%以下の間で設定するものとし、その額が75%に満たない場合は75%、その額が92%を超える場合は92%とする。

2 基準価格の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 基準価格＝(直接工事費×9.7/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×9/10＋一般管理費等×6.8/10)

3 Aの値は1/1,000、2/1,000、3/1,000、4/1,000、5/1,000の数字のいずれかとし、契約主管課において工事案件ごとに無作為・電子的に決定する。

(解体工事に係る最低制限価格の設定基準)

第4条の2 解体工事に係る最低制限価格の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 最低制限価格＝予定価格×75/100

(2) 最低制限価格は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(最低制限価格等の公表)

第5条 最低制限価格は事後公表とする。ただし、予定価格及び基準価格の算定方法は事前に公表することとする。

なお、予定価格を超えた入札及び最低制限価格を下回った入札は、無効とする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。